

「平成 30 年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費)」に係る
新規研究課題の公募要項

平成 30 年 1 月 10 日
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線防護企画課

放射線源規制及び放射線防護による安全確保のための根拠となる調査・研究について平成 30 年度から新規に実施する研究事業を公募します。

I. 主旨

- ・ 原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守ることを使命としており、委員会が平成 24 年 9 月に設置されて以来、課題に応じた安全研究を実施し科学的知見を蓄積してきました。平成 28 年 7 月 6 日には「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を公表し、安全研究の目的を 4 つの柱^{*}に整理したうえで、放射線源規制・放射線防護分野に対しても調査研究活動の推進をしているところです。

※①規制基準等の整備に活用するための知見の収集・整備、②審査等の際の判断に必要な知見の収集・整備、③規制活動に必要な手段の整備、④技術基盤の構築・維持

- ・ こうした状況を踏まえ、放射線源規制・放射線防護による安全確保のための調査研究を体系的かつ戦略的に実施するために、平成 29 年度から「放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）」として、以下の 2 つの事業を実施しています。具体的には放射線源規制・放射線防護による安全確保のための根拠となる調査・研究（以下、「研究」という）を推進するために放射線安全規制研究推進事業を、規制活動及び研究活動の土台となる放射線防護研究関連機関によるネットワーク構築を支援するために及び放射線防護研究ネットワーク形成推進事業を実施しています。
- ・ 本事業では、原子力規制委員会及び放射線審議会等が明らかにした技術的課題の解決につながるような研究を推進するとともに、研究活動を通じた放射線防護分野の研究基盤の強化を図ります。事業を通じて得られた成果は最新の知見の国内制度への取り入れや規制行政の改善につなげていきます。これらの活動によって研究と行政施策が両輪となって、継続的かつ効率的・効果的に放射線源規制・放射線防護による安全確保を最新・最善のものにすることを目指します。

II. 公募の内容

A. 放射線安全規制研究推進事業

(1) 事業の概要

- ・ 本事業は原子力規制行政のうち放射線源規制・放射線防護による安全確保の体制整備に係る課題解決及び重要施策の推進のために、研究課題について提案を受けた上で調査研究を委託するものです。
- ・ 平成 30 年度については、研究推進委員会における重点テーマ案の議論（※）を踏まえ、原子力規制委員会は、(2) に示す重点テーマを設定しています。
平成 29 年度の重点テーマは事業を開始する初年度であり、喫緊の課題に取り組む必要から個別具体的な課題を重点テーマとしましたが、平成 30 年度はより幅広い課題を公募することを念頭に、研究領域をテーマとして設定しました。

※研究推進委員会

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/kiseikenkyuu/index.html>

- ・ 重点テーマに沿った提案については、課題選定の審査の際、加点対象となりますが、それ以外のテーマでも、放射線防護上重要な研究提案については、採択の対象となります。採択の件数は数件程度を予定しています。

(2) 重点テーマ

原子力規制委員会（平成 29 年 10 月 18 日）が示す重点テーマは以下のとおりです。なお、それぞれのテーマの詳細については別紙 1 を参照して下さい。

【重点テーマ】

- ① 科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究
データが不十分な状況で設定されたこと等により、現状では必ずしも合理的ではない可能性のある基準、または近い将来に新たに設定する必要がある基準に関し、現在の知見を整理あるいは新たな知見を創出することにより合理的な安全管理に資する基準を設定するための調査研究
- ② 原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための調査研究
原子力災害等において、特に多数の被災者に対応しなければならない状況で、原子力災害対策指針等に基づく防護措置の実際的な運用に必要な課題解決型の調査研究

(3) 応募方法等

① 応募資格者

- ・ 研究機関※に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含むものとして、所

属するものであること。

- ・ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること。
- ・ 大学院生等の学生でないこと。

※ア. 国公立試験研究機関、イ. 独立行政法人（国立研究開発法人含む）、特殊法人及び認可法人、ウ. 大学及び大学共同利用機関法人（国公立問わず）、高等専門学校、エ. 地方公共団体、オ. 一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人、カ. 民間企業（法人格を有する者）、キ. 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）

② 応募方法

- ・ 応募は、府省共通研究開発システム（以下「e-Rad[※]」という。）にて受け付けます。詳細は、別紙2の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」を参照して下さい。

- ・ 提案書類は、下記のいずれかのウェブページからダウンロードしてください。

【原子力規制庁 HP: http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/itaku/20180110_01.html】

【e-Rad ポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>】

※e-Rad システムへの登録について

平成 30 年放射線安全規制研究戦略的推進事業費への応募に当たっては、e-Rad システムへの登録（研究機関・研究者情報）が必要です。登録には 2 週間程度の時間がかかりますので、未登録の場合には余裕をもって登録手続きをして下さい。

③ 応募期間、締め切り

平成 30 年 1 月 10 日（水）～ 2 月 8 日（木）正午まで

締め切り間近に申請が集中し、e-Rad の受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕を持って申請してください。

締め切りは、記入ミス等の訂正による再提出も含めたものです。訂正版の提出でも締め切りを過ぎると一切受理できませんので御注意ください。

(4) 重複応募の制限

① 推進費で平成 30 年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません

推進費で平成 29 年度に研究実施中で、平成 30 年度も継続予定の研究課題の研究代表者は、今回実施する平成 30 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業に、研究代表者として応募することはできません。

ただし、継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差支えありません。

② 研究代表者として複数の応募をすることはできません

今回実施する平成 30 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業に、研究代表者と

して複数の応募をすることはできません。研究代表者として実施する研究課題の提案は、(公募区分毎ではなく) 推進費全体で1件のみに絞ってご応募ください。

ただし、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に、研究分担者等として参画することは差支えありません。

③ 既存の助成課題に類似する研究課題の応募をすることはできません

他の競争的資金等により実施中の研究課題(平成29年度末をもって終了するものを除き、平成30年度からの助成が決定しているものを含む)と内容が類似している研究課題の応募をすることはできません。また、研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的資金等の助成対象となった場合は、直ちに御連絡ください。

なお、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的資金担当課(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・研究者は研究の過程において新たな知見として国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす健康危険情報^{*}を覚知することがあります。もし、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、原子力規制庁へ通報してください。なお、提供していただいた健康危険情報については、原子力規制庁において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するために用いるものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く迅速に提供してください。

※健康危険情報：放射線被ばくその他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報をいう。なお、厚生労働健康危機管理基本指針においては「健康危険情報」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を指します。

- ・複数機関が連携して提案する場合は、主任研究者を決め、主任研究者が所属する機関が代表して原子力規制庁と委託契約を結び分担研究者には、主任研究者が所属する機関から再委託を行うことを前提とするため、主任研究者はその旨、所属機関の了解を取り、事務的サポートを受けられることを確認してください。
- ・研究期間は原則として最長で5年とします。別紙1に必要とする目標期限、成果内容及び成果活用方針を例示してありますので、研究計画作成の際には、留意してください。また、採択時に認められた研究期間であっても、成果に係る評価の結果等、諸処の事情により5年未満で本事業を終了する場合もあり得ます。

・この公募は平成30年度予算の成立を受けて実施するものです。また、採択された研究課題であっても事業の適切な実施を確保するため、研究計画の見直し又は中止を求めることがあることをあらかじめご承知おきください。

・本事業への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、以下のとおり応募を制限します。

① 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本事業及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）又は不正受給を行ったために、

委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、一定期間、本事業への応募を行うことはできません。また、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者に対しても、同様に応募を制限します。

② 研究上の不正行為を行った場合の制限

本事業及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度への応募を行うことはできません。

B. 放射線防護研究ネットワーク形成推進事業

放射線防護研究ネットワーク形成推進事業については、平成30年度の募集は行いません。

III. 採択課題の選定及び評価・管理

(1) 研究課題の審査

研究課題の審査については研究代表者から送付された指定の様式による計画書に基づいて、今後、開催する「放射線安全規制研究戦略的推進事業推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において、研究課題の選定方針に従って採択の可否を検討します。採択の可否については事務局より御連絡します。

① 審査方法

審査委員会における審査は、透明性・中立性確保の観点から審査結果及び議事概要については公開します。ただし、応募された課題に含まれる提案者のノウハウなどの情報の秘密を守る観点から関係資料については非公開とします。審査方法は、応募された課題ごとに、様式不備の有無、応募の要件との合致性を確認するとともに、以下に定める審査基準に基づいて、推進委員会による審査を実施します。書面審査のほか、提案者からヒアリングを実施する場合があります。（その際は事前に提案者に連絡をいたします。）

② 審査基準の考え方

提案課題は、以下の審査の考え方に基づき総合的に審査を行い採択します。

1) 研究目標の妥当性

- ・研究目標が、当該事業の目的や社会的ニーズを踏まえて示されており、また、課題の設定が重点テーマに適合しているか。あるいは、放射線防護の取組の発展に貢献するか。
- ・研究目標が、対象とする技術に関する最近の動向や問題点を正確に把握し、適切に設定されているか。
- ・放射線安全規制の改善、発展につながるものであるか。

2) 革新性、独創性、新規性

- ・放射線防護の発展の観点からみて、革新性や独創性に富んだ研究であるか。
- ・国内外の放射線防護の研究状況からみて、これまでにない新たな知見が得られる等の新規性があるか

3) 研究効果、発展性、研究成果及び共同研究の有効性、相乗効果

- ・得られる研究成果が今後の展開を含めて行政施策につながるような計画になっているか。
- ・原子力規制庁の技術支援機関[※]や放射線防護に関連する学会との連携等、研究成果を関連する研究者が活用しやすいような形で実施しているか。

※原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究を実施する機関

- ・若手を含む専門家の育成につながるもの及び他分野の人材が放射線防護分野に参入するきっかけになることを配慮しているか。
- ・放射線防護分野の人材育成への貢献に配慮しているか

4) 研究計画の妥当性

- ・実施項目が適切に過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。
- ・本研究を行える設備・体制などの当該研究の基盤はきちんとできているか。
- ・実施体制に含まれる研究者は提案課題を推進する上で十分な洞察力または経験、実績を有しており、課題の実施期間中に研究を円滑に推進できるか。

5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか

参考：えるぼし認定、くるみん認定

えるぼし認定(厚生労働省ウェブページ)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000134501.pdf>

くるみん認定(厚生労働省ウェブページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

③ 審査における留意点

- ・ⅡA(3)①応募資格者に記載された条件を満たしていない、あるいは研究計画書に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・研究計画書だけでは十分な技術的裏付けが得られない場合、技術的根拠となる書類等を追加で提出していただく場合があります。
- ・「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、研究課題の不合理な重複および・研究資金の過度の集中の排除するため、研究計画書に記載した他府省を含む他の競争的資金等の応募・受け入れ状況等の事項について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とする場合があります。

(http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

- ・推進及び評価委員会の委員は、委員として知り得た情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても正当な理由無く、第三者に漏洩、又は使用しないこととしています。また、推進委員及び評価委員のうち審査の対象となる課題の主任研究者又は分担研究者と利害関係がある委員は、当該研究課題の審査を棄権します。
- ・推進委員会及び評価委員会の委員、原子力規制庁あるいは事務局関係者等へ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。なお、仮に応募課題の関係者から陳情

等があった場合には、陳情者が当該研究課題に参画予定の研究者本人か否かを問わず、その応募課題は審査対象から除外することがあります。また、採択に係る通知以前に関係者へ採否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

(2) 評価・管理等

① 研究の評価と管理

- ・ 全ての研究課題について、年に1回、成果発表会で研究成果の報告をしていただきます。
- ・ 調査・研究期間の終了後には事後評価を、研究期間が4年間以上の実施課題に対しては3年目で中間評価を行います。中間評価では研究の実施状況や成果について有識者によって構成される評価委員会が評価します。結果によっては次年度以降の研究課題の方針の変更及び研究費の増減等もあり得ます。
- ・ 「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、資金の不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為があった場合は、応募制限の期間を置くことがございます。

(http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

IV. その他

(1) 研究成果の取扱い

① 委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書を、紙媒体及び電子媒体 (Windows 版のコンパクトディスク (CD-R) 等) で提出していただきます。電子媒体は、ファイル形式を PDF 形式とします。成果については成果報告会で発表を求めることがあります。

② 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取決めてください。

③ 成果の利用

事業の成果を利用 (成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等) できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負先は利用できません。

(2) 歳出予算の繰越しについて

交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に委託事業が完了しない見込みのあるものについては、委託費を翌年度に繰越して執行することができる場合があります。

研究者等は、繰越しの対象となる事由が生じたと考えられる場合には、原子力規制庁担当課に事前に相談してください。その際、対処の方法として事業費の繰越し以外に方法がないこと、年度内の執行が不可能であること、かつ当該事業費が事業の目的の変更を伴わないこと等について説明してください。

繰越手続きの書類については、「繰り越し手続きの書類に関する取扱いについて (競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき作成してください

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kurikoshi.pdf>)

なお、事業費を事務委任している所属機関の長に併せて事前相談の状況を説明してください。

(3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用するこ

とができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

現在、競争的資金全体でも公募・審査等において活用する方向で検討が進んでおりますので、researchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

<researchmap についての問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

知識基盤情報部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問い合わせフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

電話による問い合わせ：03-5214-8490

（受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00）

(4) 問い合わせ先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課
担当 岩井

〒106-8450

（住所）東京都港区六本木1丁目9番9号

（電話）03-5114-2265

テーマ①：科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究

背景等	<p>○ 近年、放射線障害防止法が制定された時代では想定されなかった放射性核種を用いた放射線治療や核医学診断等に関する実験研究及び医学研究が進められるとともに利用が急速に広がりつつある。</p> <p>○ 現行の管理体系では法制定時の限られた科学的根拠をもとに、相当保守的に設定された数値基準（空气中濃度限度、排気中濃度限度、放射性核種を投与した動物の退出基準等）が用いられているため、例えば、短寿命核種を放射線治療等で使用する場において利用の制限等とともに、管理における非合理性が目立つといった指摘もある。</p> <p>○ 研究活動等によって発生する放射性廃棄物に関してはクリアランス制度が十分機能していないこと等、今後ますます増大する廃棄物の合理的な処分が課題となっている。</p> <p>○ また、今後、新しい放射線・放射性核種を用いた新技術が開発された際にこれらの管理が既存の体系と整合しない可能性があり、それら新技術の適切な利用に資する合理的な安全管理の実現も重要である。</p> <p>○ ついては、放射性核種について使用と管理の実態を調査し、合理的で汎用性のある安全管理のために必要な規制基準値に係る科学的知見・管理技術、被ばく評価等の管理に関する課題を分析し解決策を提言することが求められている。</p>
必要とする成果内容と目標 期限（例）	<p>【1年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準値・管理技術に係る科学的知見の蓄積状況、管理手法課題、作業実態、被ばく評価に関する調査及び分析に係る報告 <p>-----</p> <p>【2～3年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準値・管理技術に必要な知見の取得 ・ 管理手法に必要な知見の取得、手法の検討 ・ 作業教育及び被ばく評価手法の検討 ・ 課題に対する解決策の提言取りまとめ
成果活用方針	規制の技術的基準、審査ガイドラインへの反映

テーマ②：原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための調査研究

<p>背景等</p>	<p>○東電福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した際に人に対する放射線の健康影響を最小限に抑える防護措置を確実にを行うために、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を定めるとともに被ばく医療等の体制整備を進めている。</p> <p>○原子力災害等が発生すると、公衆を対象とした防護措置として避難や屋内退避、安定ヨウ素剤等の服用等を行うとともに、モニタリング情報をもとに対象を明確化したうえで甲状腺を含む線量評価を行うことが求められる。また、汚染及び被ばく傷病者（患者）に対して適切な除染及び医学的処置を行うことが求められる。</p> <p>○現在、原子力災害対策指針に基づき地方公共団体及び関係機関等と連携し政府が一体となって原子力総合防災訓練等の訓練を実施しており、課題を明確化し充実をはかっている。こうしたなか、例えば迅速な避難と適切な避難退域時検査の両立が難しいといった、多数の公衆等に対する災害対応の実践が難しいことが顕在化しており、防護措置の実践的な運用に関する更なる検討の必要性を認識している。</p> <p>○さらに今般の放射線の利用の拡大や社会情勢を踏まえると、原子力災害の他に例えば RI 輸送事故や RN テロといった放射線緊急事態への対応も重要である。このような緊急事態に対して特に多数の人を対象とした防護及び医療対応についての放射線モニタリングや被ばく医療のあり方を明確化するべく取り組んでいるところである。</p> <p>○については、原子力災害等において、特に多人数に対応しなければならない状況で、原子力災害対策指針等に基づく防護措置及び医療対応の実践的な運用に必要な課題解決型の調査研究が求められる。</p>
<p>必要とする成果内容と目標期限</p>	<p>【1年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用における課題の整理 ・必要な知見の収集及び取得 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【2～3年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集された知見に基づく、課題の再整理 ・実験的研究等による必要な知見の取得 ・具体的な運用・ガイドラインの提言、効果的な現場運用のための研修法の作成
<p>成果活用方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針及び関連マニュアル等への反映

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

e-Rad は、競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを經由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) システムの操作方法に関するお問い合わせ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から参照又はダウンロードすることができます。

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、ポータルサイトのトップページ最下段に、研究者及び研究機関向け情報提供ページへのリンクが設けられていますので、適宜ご参照ください）

(3) e-Rad の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに0:00～24:00です。

※上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

② 研究機関の登録

研究者が研究機関を經由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関が、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続

きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

③ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する分担研究者は、研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

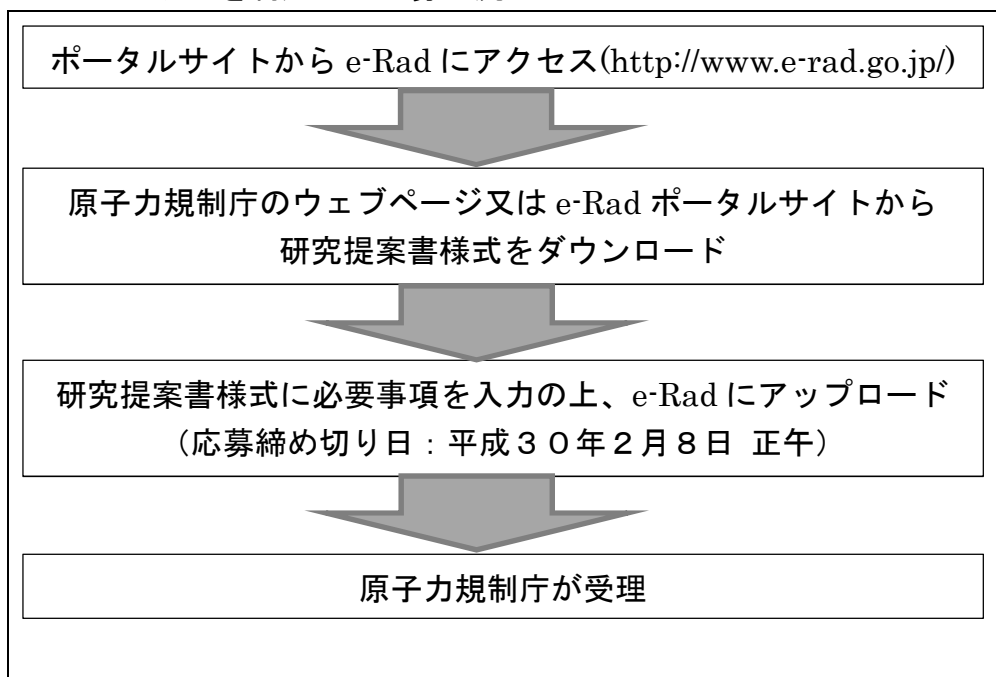
所属研究機関に所属している研究者の情報は、所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad 運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

④ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Rad を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(4) e-Rad システムを利用した応募の流れ



(5) システム上で提出するに当たっての留意点

ファイル種別	<ul style="list-style-type: none">○ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。○ 応募様式は、Word ファイルで提供しています。それぞれ、以下の内容を1つの PDF にしてアップロードしてください。<ul style="list-style-type: none">・ 推進費 [委託費] : 申請書と承認書等を PDF 化・ 推進費 [補助金] : 申請書と承認書等を PDF 化
画像ファイル形式	<ul style="list-style-type: none">○ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
ファイル容量	<ul style="list-style-type: none">○ 提案書の容量は、3 MB を目安として作成してください。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 提出締め切り日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。提出締め切り日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関を経由せずに申請している研究者は、機構まで連絡してください。○ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。○ 研究代表者が責任を持って機構へ提出してください。